



## 占用物件の安全確認について

占用者の皆様

平素より本市の道路行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。占用物件に起因する事故を未然に防止するため、物件の緩み・破損・腐食の有無の点検や定期的な清掃など、日頃から適切な維持管理を実施していただきますようお願い申し上げます。

下記に安全点検にあたっての主なチェック項目を記載しておりますので、ご活用ください。

### 【安全点検にあたっての主なチェック項目】

共通事項		<input type="checkbox"/> 緩みや傾き、破損、腐食、劣化などしている箇所はないか。
		<input type="checkbox"/> 支柱・基礎部・接続部にぐらつき、ひびなどはみられないか。
		<input type="checkbox"/> 器具の変形や部品の欠損はみられないか。
		<input type="checkbox"/> 電線などが必要以上にたわんでいないか。
		<input type="checkbox"/> 鋭利で危険な部分がむき出しになっていないか。
防犯灯	共通	<input type="checkbox"/> 照明器具に破損や著しい錆（さび）はないか。
		<input type="checkbox"/> 照明器具の取付金具に破損や著しい錆（さび）はないか。
	ポール式のみ	<input type="checkbox"/> ポールが傾いていないか。
		<input type="checkbox"/> 地面付近の部分や点検口に穴あきがないか。

### 占用物件の維持管理は万全ですか？

#### ～維持管理義務が法律上明確化されました～

平成 30 年 9 月に改正された道路法により、道路占用者の占用物件に対する維持管理義務が明確化されました。その他、関係法令において、以下の内容も定められました。

- 占用物件が道路の構造や交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがある場合には、維持管理義務違反に問われることがあります。
- 各物件の管理等について定めた法令（以下「個別法令」という。）において定められた維持管理の基準を遵守していない場合にも、維持管理義務違反に問われることがあります。
- 道路管理者から、道路占用者に対して、占用物件の維持管理の状況等について報告を求めることがあります。また、道路管理者が道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行うことがあります。
- 道路管理者から、道路占用者に対して、占用物件の修繕等を命じることがあります。

福岡市の安全で快適な道路環境の確保のため、ご協力をお願いします！

